

# 京都市帝國大學經濟學會 經濟論叢

第五卷 第五號

昭和二十二年十一月一日發行

## 論叢

稅制整理の基調

經濟學博士

沙見三郎

失業と勞銀

文學博士

高田保馬

『民約論』に於ける共同體思想

經濟學博士

石川興二

## 時論

時局と水産業

經濟學博士

蜷川虎三

## 研究

ルーテルの「職業」について

經濟學士

澤崎堅造

チニルゴの租稅論

經濟學士

島恭彦

エッチワースと誤差の問題

經濟學士

馬場吉行

## 說苑

一歐人の日本工業觀

經濟學士

大塚一朗

チウネン圈の數學的説明

經濟學士

山岡亮一

資本移動と景氣變動の問題

經濟學士

松井清

カレツキ景氣循環論

經濟學士

飯田藤次

## 附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

# 經濟論叢

第四十五卷 第五號 (通卷第百六拾九號) 昭和十二年十一月發行

論叢

## 稅制整理の基調

汐見 三郎

### 第一 稅制整理の必然性

中央地方に通ずる稅制の根本的改革は馬場大藏大臣時代よりの宿題であつた。本來ならば昭和十二年度より大改革が實現せられてゐる筈であつたが政變の爲めに阻止せられ、昭和十二年度に於ては第七十回帝國議會を通過したる臨時租稅増徴法と若干の租稅法を過渡的に採用するに止まつたのである。はからずも北支事變勃發するや第七十一回帝國議會に於て北支事件特別稅法が制定せられるに至つた。その後支那事變は漸く擴大して來たが、宿題たる中央地方に通ずる稅制の根本的改革を如何に扱ふべきかは來るべき通常議會、即ち第七十三回帝國議會

に残されてゐる。

昨年来の税制改革は二つの目標を有してゐた。国防の充實に伴ふ經常財源の確保がその一であり、中央地方に通ずる税制の根本的改革を行ひ負擔の均衡をはかる事がその二である。税制整理の基調はこの二點に存してゐる。

## 第二 經常財源の確保

一 税制整理の基調の一たる国防の充實に伴ふ經常財源の確保についてはおそらく異議を唱へる人がなからう。而して事變を契機として一層その重要性を増してゐるのである。

非常時財政といふものは二つの對立した仕事を同時に行ふものである。一は財政の積極性であり他は財政の消極性である。

「騎手は跳躍せんとするに當り先づ手綱をゆるめる」が如く、非常時に際し必要經費の出し惜みをしてはならぬ。世界大戰の時に獨逸の大藏省が、戦費の出し惜みをして大局を誤つたといふ批評があつたが、我國の大藏省はその批難を受ける事はない筈である。現に賀屋大藏大臣が三大原則の第一に生産力の擴充を掲げてゐるのは恰もこの點に觸れたものであつて、財政の積極性が窺はれるのである。更に昭和十一年度の二十三億圓の豫算を馬場大藏大臣が三十億圓に増したるが如き、支那事變起るや賀屋大藏大臣が、矢つぎ早に一億圓四億圓二十億圓と合計二十五億圓を支出せしが如き、財政の積極性の第二である。更に臨時資金調整法により必要の企業に資金を豊富に注ぎ込むのが第三である。議又特別會に於て日本銀行の金準備の評価替を行ひ、通常議會に於て保證準備の擴張を行ひ以て日本銀行の公債引受額を増加すると傳へられるが如き第四である。必要經費の出し惜みは嚴に之を

戒める處に非常時財政の積極性がある。

然し財政の積極性を發揮すると共に他面には極力財政を引締める必要がある。然らずんば物資の需給の釣合を失ひ物價騰貴し國際收支の均衡を破るに至るからである。賀屋大藏大臣が生産力の擴充の外に物資の需給調節、國際收支の均衡の二原則を唱へてゐるのが、財政の消極性の一であり、又各省豫算の削減線のべを行つてゐるのが第二である。臨時資金調整法により不用の資金を節約し過剩購買力を勸業貯蓄債券を通じて吸収するのが第三である。日本銀行の引受けたる公債を銀行信託會社保險會社等の金融機關に消化せしめるのが第四である。公債を日本銀行に引受けせしむるのみならず、大藏省豫金部に引受けしめ、市中金融機關に公募するのが財政の積極性の第五である。最後に租税による購買力の吸収の作用を忘れてはならない。

以上の如く非常時財政は積極性と消極性ととの二面を具へてゐる。近代國家の財政に於ては公債が歳入臨時部の代表的のものであり、租税が歳入經常部の代表的のものとされてゐる。公債を増發して日本銀行に之を引受けしめる事が非常時財政の積極性を示し、増新税は非常時財政の消極性を表はし、兩者は一見相矛盾するが如く考へられてゐる。然しこの消極性ある租税によつて始めて財政の積極性が發揮せられる譯である。世間には往々にして「公債か租税か」といふ問題の出し方をする人があるが間違ひである。公債と租税とを併用すべく、問題は「公債と租税との比率を如何にすべきや」に存してゐる。

二 問題を財政に限るとしても經常收入と經常費との均衡を保つためには、經常費を削減するか經常收入を増加するかのいづれかの方法に依らねばならぬ。第一の經常費の削減は或る程度までは必要かも知れない。然し非

常時に於ては既定經費の削減は實際問題として困難であり新規要求の見合せの範圍に止まるのである。従て問題は經常収入の増加といふ處に落付き、經常収入の増加を圖らんとせば結局は租税の増収が各種の方法の中で最も重要となつてくる。

租税以外の經常収入を増加するとせば特別會計より一般會計への繰入金の増加か又は一般會計より特別會計への繰入金の減少かと考へられる。而して特別會計の中でこの點の最も問題となるのは外地特別會計と企業特別會計とである。第一の外地特別會計に於ては租税制度の改正、關稅制度の改正、煙草その他專賣品の値上、郵便料金の改定等に依り増収を圖り一般會計よりの歳出を減少すると共に一般會計への歳入を増加し、昭和十二年度には朝鮮總督府、臺灣總督府、關東局、樺太廳、南洋廳の各特別會計に於て合計二千五百五十七萬圓だけ一般會計を助けたのである。我國の陸海軍省の經費は原則として内地の負擔にかゝり従て外地の租税負擔は非常に輕いのである。國家を維持する以上は國防費が絶對に必要であるから、外地は内地同様に陸海軍省費を負擔しないまでも、一般會計に對し或る程度の貢獻をなすが當然である。次は企業特別會計である。官業の經營を經費主義で行ふか手數料主義で行ふか又は營利主義で行ふかは議論の存する處であるが、いづれにしても非常時に際し一般會計に或る程度の援助を行ふべきである。昭和十二年度に於ては一般會計への歳入を増加すると共に一般會計よりの歳出を減少し、結局の處、帝國鐵道と通信事業と大藏省預金部との各特別會計に於て一般會計を六千六百二十萬圓助けたのである。かくの如く特別會計は昭和十三年に於ても昭和十二年度以上に一般會計に貢獻すべきである。然し昭和十二年度に於て特別會計が一般會計を援助したる額を合計しても僅々九千百七十七萬圓に止まる

から昭和十三年度に於ても大きを期待し得ず、問題の解決は租税の増収に待たねばならぬ。

三 昭和十二年度の租税負擔を計算して第一表を得た。従来よりの租税の外に臨時租税増徴法に基くもの、法人資本税、外貨債特別税、揮發油税、有價證券移轉税を加へ印紙税、登録税、專賣課税を推算し、更に北支事件特別税を計算に入れ、その中より臨時地方財政補給金一億圓を控除したのである。

第一表 昭和十二年度租税負擔

| 一、租 税  | 一、二五〇、七二三千圓  |
|--|--------------|
| (所得税、地租、營業收益税、資本利子税、法人資本税、相續税、鑛業税、外貨債特別税、酒税、清涼飲料税、砂糖消費税、織物消費税、揮發油税、取引所税、有價證券移轉税、關税、噸税) |              |
| 二、印紙收入に屬する國税   | 約五八、〇〇〇千圓    |
| (印紙税、登録税)  |              |
| 三、專賣局益金に屬する國税  | 二三三、九六八千圓    |
| 四、臨時利得税  | 五八、五二二千圓     |
| 五、北支事件特別税  | 六六、五四八千圓     |
| (所得特別税、臨時利得特別税、利益配當特別税、公債及社債利子特別税、物品特別税)   |              |
| 六、昭和十一年度地方税  | 六六四、九一八千圓    |
| (道府縣、市町村、水利組合)   |              |
| 七、臨時地方財政補給金控除  | △一〇〇、〇〇〇千圓   |
| 八、昭和十二年度租税負擔   | 約二、二三二、六七八千圓 |

臨時租税増徴法、その他の新税法、北支事件特別税法が平年化すると、租税負擔額が一層増す筈であるが、假りに昭和十三年度分を約二十四億圓と推定して置く。而して増新税により昭和十三年度に於て期待すべき租税收

入の増加については種々の計算が行はれ、三億圓といふもの、五億圓といふもの、十億圓といふもの種々である。三億圓であれば一割二分の増税、五億圓であれば二割の増税、十億圓であれば四割一分の増税である。

國民の擔税力を見るのに國民所得に對する租税負擔及び社會負擔の比率で計算する方法がある。昭和五年の數字にすれば、獨逸は二七・四%、佛蘭西は二二・七%、英國は二三・五%、北米合衆國は一・三%（昭和四年）、我國は一五・四%となつてゐる。歐洲諸國は負擔重く我國と北米合衆國とは負擔が輕いのである。我國の國民所得は昭和五年には百六億圓にして租税負擔は十六億圓であつた。然るに昭和十三年度の租税負擔は前述の二十四億圓であるが、國民所得は恐らく百五十億圓に達すると稱せられてゐるから、その比率は約一割六分を示し昭和五年の當時と殆んど大差がないのである。

上述の如く我國が非常時を切り抜けたるためには増税は必至的のものである。而してその金額は三億圓乃至十億圓と稱せられ現行租税負擔に對する増税の割合は一割二分乃至四割一分である。更に國民所得に對する租税負擔の占むる比率は三億圓乃至十億圓増税の曉に於て一割八分乃至二割三分となるわけである。即ち租税の増徴は財界にとり苦痛にはちがひないが、決して心配する程度のものでない事は此等の數字を見ても明らかである。

### 第三 負擔の均衡

一 税制整理の第二の基調たる負擔の均衡については、經常財源の確保の基調ほどに問題は簡單でない。

十億圓増税の時は勿論であるが、三億圓の増收を圖るとしても現行の租税制度をそのままにして果して其の目的を達し得るであらうか。從來よりの租税制度をば臨時租税増徴法が變形し、次に法人資本税、外貨債特別税、

揮發油税、有價證券移轉税の新税が加はり、更に北支事件特別税あり、屋上屋を重ねたる感を抱かしめるのである。勿論、この立法にあたりては慎重に事が運ばれた事と信じてゐるが何分にも現行税法をそのまゝにして修正を加へたものであるから無理のあるのは已むを得ない。臨時租税増徴法と北支事件特別税とが極めて短期間のものであれば今のまゝでよいが、財政上の實情より見れば前者はもとより後者にしても永續性のある事は疑をいれない。そうなると租税の増収を圖るとしても、最小限は此等の租税の全部又は一部を現行租税制度の中に取り入れ負擔關係を簡明に示すべきである。

臨時租税増徴法と北支事件特別税法とを現行税法に取り入れるといふ最小限の要求を滿たす事は勿論であるが、それだけでよいものであらうか。問題を中央地方に通ずる税制の根本的改革と國税との改革との二つに分ちたい。

二 中央地方に通ずる税制の根本的改革は當然すぎる程解決を急がれてゐたのである。現に系統農會は一致して次の決議を發表してゐる。

税制改革立案ノ期ニ際シ系統農會ハ國民負擔不均衡是正ノ爲左記事項ヲ包攝スル根本的税制改革ノ促進ヲ期ス

記

一、地 租

(一) 税率ヲ百分ノ三ニ引下ゲルコト

(二) 自作農地ノ免稅點ハ土地賃賃價格四百圓未滿マデ引上ゲルコト

(三) 地方附加税ノ賦課率ヲ道府縣市町村合計シテ本税ト同額程度トスルコト

二、家 屋 税

税制整理の基調

第四十五卷

五九九

第五號

七



- (一) 道府縣稅家屋稅ヲ國稅ニ移管スルコト
  - (二) 稅率ハ百分ノ三程度トスルコト
  - (三) 一定以下ノ農舍、靈室等ヲ免稅トスルコト
  - (四) 地方附加稅ノ賦課率ヲ道府縣、市町村合計シテ本稅ト同程度トスルコト
- 三、不動產登錄稅
- (一) 無償名義ニヨルモノヲ千分ノ三十、賣買等ニヨルモノヲ千分ノ五程度トシ其ノ他ノモノモ之ニ準ジテ輕減スルコト
- 四、道府縣稅家屋稅
- (一) 廢止スルコト
- 五、特別地稅
- (一) 特別地稅及同附加稅合計額ヲ現行稅額ノ二分ノ一程度ニ輕減スルコト
- 六、雜種稅
- (一) 自轉車、小型農用車、農耕肥育用牛馬ニ關スル稅、不動產取得稅ヲ廢減スルコト
- 七、戶數割
- (一) 廢止スルコト
- 八、國稅收益稅 (地租、營業收益稅、家屋稅、資本利子稅)ノ全額及所得稅ノ一部ヲ地方財政調整交付金トシテ道府縣、市町村ニ交付スルコト
- 九、消費稅ハソノ最高限度ヲ現行程度ニ止ムルコト
- 右決議ス

昭和十二年七月二十五日

全國町村長會は之に和し次の意見書を公けにしてゐる。

政府ハ次回通常議會ニ提案セラルベキ中央地方ヲ通ズル稅制ノ改革竝ニ恒久的地方財政調整交付金制度ノ立案ニ當リテハ左記諸項ヲ篤ト考慮セラレ國民ノ多年熱烈要望シ來レル國民租稅負擔ノ均衡化ト地方財政ノ調整トヲ徹底的ニ解決達成セラレンコトヲ要望ス

- 一、税制改革ノ目標ハ國民負擔ノ均衡ヲ圖ルヲ第一義トスルコト
  - 二、現行地方税家屋税ハ之ヲ國税ニ移管シ道府縣市町村ハ之ニ附加税ヲ賦課スルコト
  - 三、地租(土地負擔)ヲ輕減シ其ノ税率ヲ營業收益税ト同一ニスルコト
  - 四、雜種税及同附加税ヲ社會政策的見地ニ於テ整理廢減スルコト
  - 五、市町村特別税戸數割ハ之ヲ全廢シ新ニ之ニ代ルベキ特別税ヲ設クルコト
  - 六、恒久的地方財政調整交付金制度ヲ確立スルコト
  - 七、市町村ニ對スル財務監督ヲ可及的簡易ナラシムルコト
- 昭和十二年七月

之と結論は異つてゐるが、東京市長、京都市長、大阪市長、横濱市長、神戸市長、名古屋市長は中央地方を通ずる税制の改革につき次の陳情書を政府に提出してゐる。

- 一、大都市ト其ノ所在府縣トノ間ニ於ケル財源分布ノ適正ヲ期セラレタキコト
- 二、大都市ニ於ケル租税收入ノ弾力性ヲ確保セラレタキコト
- 三、大都市特殊事情ニ基ク課税ヲ許容セラレタキコト

理由

大都市ハ一般市町村ト異リ各種ノ社會的經濟的施設ニ多額ノ經費ヲ投ジ居ルヲ以テ、其ノ反面ニハ、之等ノ施設ニ依リ直接間接ニ培養サレタル大都市特有ノ税源トナシ得ベキモノ亦尠カラズ、依テ左記ノ如キ課税權ヲ法規ヲ以テ明定セラレタシ

(一) 土地増價税

都市計畫事業及一般土木事業ニ依ル道路ノ新設、改良或ハ電車、バス等ノ交通施設ニ基因スル土地價格ノ昂騰等ノ如キハ、全ク土地所有者ノ不勞所得ニシテ、從テ之等ニ對シ土地増價税ノ如キ獨立税ヲ賦課スルコトハ利益原則乃至社會政策的見地ヨリ極メテ當然ナルベシ

(二) 取引所取引税附加税

現行ノ税制ニコレバ、不動産ノ移轉ニ付賦課セラルル不動産取得税ニ對シテハ附加税ヲ課徴シ得ルニ拘ラズ、取引所ニ於ケル有價證券其ノ他動産ノ取引ニ付賦課セラルル取引税ニ對シ、附加税ヲ課徴シ得ザルハ衡平ノ原則ニ背馳スベシ、而モ都市ノ經濟活動ニ比例シテ極メテ鋭敏ナル反映性ヲ具フル取引税ニ對シ附加税ノ課徴ヲ許サレザルガ如キハ當ヲ得ザルモノト思料ス

(三) 相續ノ場合ニ於ケル不動産取得税

相續財産中特ニ不動産ニ付テハ大都市ノ諸施設ニヨル受益尠カラザルヲ以テ、之ニ對シ不動産取得税ヲ徵收シ得ル様改正セラレタシ

(四) 地方財政ノ調整ハ自治ノ本義ヲ没却セザル程度ニ止メラレタキコト

此等三種ノ考へ方は内容を異にしてゐるが、昭和十三年度に中央地方に通ずる税制の根本的改革の行はれる事を前提として立てられたものである。圖らずも北支事變勃發し、支那事變に擴大し此の際には時局を見きはめるために根本的改革を猶豫するといふ空氣が相當廣く行はれてゐるのである。

現今の中央地方の税制は弾力性の少いものであつて、この點は是非共改めねばならない。特に經濟關係の變動により、富の分布が地方的に不均衡となつた時に負擔の不公平が痛切に感ぜられてくる。只今一億圓の臨時地方財政補給金でその不公平を緩和してゐるが、根本的整理を行ふ事によつて一層公平に従つて摩擦少く非常時財源を捻出する事が出来る。勿論、土地賃賃價格の改正により來年度より農村の地租が輕減せられる事であるから、時局關係に基く負擔の不均衡は之により多少は緩和せられるかも知れない。問題は時局が長びくかどうかにかゝつてゐる。長期の事變に際し經濟界に苦痛を少くして増税するが爲めには、その地盤たる中央地方に通ずる税制に根本的改革を行はねばならない。現に馬場財政が中央地方に通ずる税制の根本的改革を計畫した動機の一は非

常時財源を長期にわたり捻出し得る處に存してゐたのである。他の方面の改革にして非常時には之を避けねばならぬものもある。然し税制改革は寧ろ非常時なるが故に之を行ふべきでなからうか。日露戦争、世界大戦を契機として我國に税制改革の行はれた事はいふまでもないが、各國の所得税の歴史を一瞥しても同様の結論を得るのである。英國の所得税がナポレオン戦争の産物たるが如き、フランスの所得税が二百數回の提案の失敗の後に世界大戦の時に漸く成立せしが如き、世界大戦後を契機として憲法改正の手續を敢てしてまで州税たりし米國所得税を聯邦税とせしが如き、世界大戦に際し邦税たりし獨逸所得税を帝國税となし以てビスマルクのなし得ざりし事業を容易に實現せしが如き、その例ではないか。中央地方に通ずる税制の改革を農村救済運動とのみ解するは短見である。中央地方に散在する大小の租税を整理し統制し秩序を與へるこそ、財政の安全感を確保し國家總動員の實を擧げる所以である。

三 次に國税を中心として税制整理の基調を明らかにしたい。説明の便宜上よりして第一表に掲げた昭和十二年度の我國の租税負擔を收得税系統、流通税系統、消費税系統の三つに分ち所屬を明らかにして第二表を得たのである。雜種税と北支事件特別税とは別に掲げ、臨時地財政補給金による地方税減税額を控除する事とした。尙地方税は昭和十一年豫算によつたのである。

第二表 昭和十二年度國税地方税の分類

|        | 國 税   | 地方税  | 合 計   |
|--------|-------|------|-------|
| 所得 税   | 四九、五四 | 五、三〇 | 四八、八四 |
| 外貨價特別税 | 二、七三  | —    | 二、七三  |



關稅

|              |          |         |
|--------------|----------|---------|
| 雜種稅其他        | 一兆、三〇〇   | 一兆、三〇〇  |
| 北支事件特別稅      | —        | —       |
| 臨時地方財政補給金を控除 | 六、五八     | 六、五八    |
| 合 計          | 一、六七、七〇〇 | 二、三三、六六 |

國稅のみについて見れば、消費稅が八億圓にして第一位を占め、收得稅は七億圓にして第二位にあり、兩者殆んど同額であるが、流通稅は第三位とはいへ、八千萬圓といふ一割内外の數字を示してゐるに止まる。流通稅は有價證券移轉稅により多少の發達をとげたが、問題は將來に残されてゐる。流通稅の發達は矢張り一般賣上稅又は一般取引稅の創設にまたねばならぬ。

地方稅は殆んど收得稅に限られ地方稅收得稅は國稅收得稅と同額に近い。收得稅に於て國稅は比較的公平に負擔せられてゐるが、地方稅が之に伴はない處に租稅負擔の不均衡が現はれ地方財政調整交付金が茲に問題となつてゐる。

北支事件特別稅は所得特別稅、臨時利得特別稅、利益配當特別稅、公債及社債利子特別稅、物品特別稅を規定してゐる。物品特別稅の扱つてゐる物品を擴張してくると最後は一般賣上稅又は一般取引稅が生れてくる。思ふに流通稅は一般賣上稅又は一般取引稅に至つて完成するのであるが、特殊物品の取引稅こそ之が先馳をなすのである。

流通税は之に將來の發達を期待する事が出来るが、現實論としては微々たるものであつて何といつても收得税と消費税とを中心にして增收を考へねばならぬ。收得税に於て事變の反射利益を得たる人より、相當程度の負擔を要求する事がその一であり、この方面については臨時租税増徴法と北支事件特別税法との臨時立法に於て努力が拂はれてゐるが、尙考慮の餘地が残されてゐる。臨時利得者に課税するのであれば納税し易き時即ち利益を擧げつゝある場合に於て之を徴收すべく、反動期に於て重課するが如き事は之を避けねばならぬ。次に消費税の方面であるが、國民生活の安定を害するが如き立法は成るべく避けねばならぬが經費の膨脹が相當に巨額に上り租税により增收せねばならぬ金額が相當程度に上れば消費税の新增税にも手をつけるべきである。消費税を課するに當つては經濟政策と歩調を保つ必要がある。原料品を外國に仰ぐ商品に對しては、内國消費税の形に於て精製品に課税するか、關税の形に於て原料品の輸入に課税すべきか考究すべき問題である。税制整理の第一基調たる經常收入の増加については何人も異論の無い處である。然し負擔の均衡といふ第二の基調については更に考察を必要とする。

#### 第四 結 論

税制の整備が非常時の財政經濟にとり如何に必要であるかは世界各國の過去の歴史の教ふる處である。準戰時體制を標榜する馬場財政の税制整理は遂に行はるるに至らなかつたが、結城財政が臨時租税増徴法により或る程度の税制の整理をした事が如何ほど今回の非常時財政の遂行を容易ならしめた事であらう。事變に基く二十四億圓の公債増發を行ひ、而も財政の安全感を保ち得る所以は事變前の臨時租税増徴法と事變中の北支事件特別税と

があるがためである。

税制整理の第一の基調たる經常財源の確保を是認する論者であつて、而も第二の基調たる負擔の均衡については一向に冷淡なる人がある。然し三億圓乃至十億圓の巨額の増税をなすに當り、負擔の均衡を無視して差支なしとは誰れしも主張し得ない所であらう。特に二十億圓の購買力が新たに財界に放出せられる時には負擔の均衡こそ、税制整理の中心題目たるべきである。果して然りとせば程度の差こそあれ中央財政と共に地方財政をも考慮に入れて統一的に負擔の均衡を圖らねばならぬ事となる。唯、問題は「中央地方に通ずる税制の根本的改革」といふ標語を表面にかさし、國民の感激の中に派手に革新政策を行ふか、又は立法者の頭の中に中央地方の税制の理想的構造を畫きなるべく目立たない様に黙々としてその方面に進むかのいづれかである。要するに方法は二様に分れるが非常時財政に際し、相當額の增收と負擔の均衡との二筋道を歩み以て税制の整備をはかる必要がある。